

議案第16号

東京都板橋区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月13日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

東京都板橋区心身障害者福祉手当条例（昭和48年板橋区条例第30号）の一部を次のように改正する。

「別表
別表中

障害者の区分	金額
--------	----

を

「別表（第2条、第3条関係）

障害者の区分	金額
--------	----

に改め、

同表知的障害者の項の次に次のように加える。

精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級であるもの	7,750円
-------	--	--------

別表に備考として次のように加える。

備考 2以上の障害者の区分に該当する場合は、右欄に定める額を重

複して支給しないものとし、金額を異にするときは、高額のものによる。

付 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 受給資格の認定のための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 この条例による改正後の東京都板橋区心身障害者福祉手当条例（以下「新条例」という。）別表精神障害者の項の規定に該当する者に限り、令和8年4月1日から同年7月31日までになされた新条例第4条の規定に基づく認定の申請は、同年4月1日に新条例第2条の規定に該当していた者にあっては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至った者にあってはその該当するに至った日に認定の申請があったものとみなす。

（提案理由）

精神障害者保健福祉手帳を所持し、障害等級が1級である者に対して心身障害者福祉手当を支給するほか、所要の規定整備をする必要がある。